

和総務第211号  
令和6年11月20日

和光市個人情報保護審議会  
会長 森山 裕紀子様

和光市長 柴崎光子

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う和光市個人情報保護法施行条例の一部改正について（諮問）

和光市個人情報保護法施行条例第6条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

## 記

### 1. 諮問事項

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う和光市個人情報保護法施行条例の一部改正について

### 2. 諮問の目的及び趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の公布により、刑罰の「懲役」と「禁錮」を一本化して「拘禁刑」を創設する改正が行われ、これらの改正規定が令和7年6月1日から施行されます。

市では、この刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市の条例の規定中、「懲役」及び「禁固」の定めがある条例については、これらを「拘禁刑」に改める等の改正をする必要があり、和光市個人情報保護法施行条例についても、附則第3条第3項及び第4項に、旧条例の経過措置として、「懲役」の罰則が定められていることから、これを「拘禁刑」に改めることを予定しております。

一方、和光市個人情報保護法施行条例第6条第1号では、「この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合」において、特に必要であると認められるときは、審議会に諮問することができる旨が規定されております。

つきましては、以上のことから、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、別紙1のとおり、和光市個人情報保護法施行条例を一部改正することについて、審議会の御審議を賜りたく、諮問させていただくものです。

### 3. 添付資料

- (1) 条例改正案（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて(案)）【別紙1】
- (2) 刑法等の一部を改正する法律の概要（拘禁刑関係）【別紙2】
- (3) 関係法令
  - ・[官報]刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)～拘禁刑関係(抄)【別紙3】
  - ・[官報]刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)～施行期日関係【別紙4】
  - ・[官報]刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第318号)【別紙5】
- (4) 現条例

和光市個人情報保護法施行条例(令和4年12月21日条例第17号)（改正前(現条例)）  
【別紙6】

担当：総務部総務課コンプライアンス担当